7．不要財産に係る国庫納付関係

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	資産名	帳簿価額
建物	ＪＳＴイノベーションプラザ	235,166,954円
構築物	ＪＳＴイノベーションプラザ	1,990,713円

⑵　不要財産となった理由

業務を実施する上で、必要がなくなったと認められたため。

⑶　国庫納付等の方法

用途	方法
プラザ施設	不要財産の譲渡により生じた現金による納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

82,500,000円

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

367,500円

⑹　国庫納付等の額

用途	金額
現金	82,132,500円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

資産名	国庫納付等の年月日	備考
ＪＳＴイノベーションプラザ	平成26年11月10日	東海の国庫納付日（運営費交付金）
	平成26年11月25日	東海の国庫納付日（出資金）
ＪＳＴイノベーションプラザ	平成26年12月18日	広島の移転日

⑻　減資額

資産名	減資額
ＪＳＴイノベーションプラザ	2,196,098,880円

8．不要財産にかかる国庫納付関係（国庫納付予定のもの）

⑴　不要財産としての国庫納付等を行う予定である資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	資産名	帳簿価額
土地	与野宿舎	30,400,000円
建物	与野宿舎	3円

⑵　不要財産となった理由

業務を実施する上で、必要がなくなったと認められたため。

⑶　国庫納付等の方法

不要財産の譲渡により生じた現金による納付を予定している。

⑷　譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額

31,000,000円

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

⑹　国庫納付等の額

⑺　国庫納付等が行われた年月日

⑻　減資額

㈱　⑸～⑻については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載していない。

9．金融商品の時価等について

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、一般勘定においては、資金の余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

文献情報提供勘定においては、文献情報提供事業収益による資金余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

革新的新技術研究開発業務勘定においては、基金の資金運用に当たって、支払時期が１年を超えると見込まれる資金については、短期的な資産運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うこととしている。独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期または長期の預金等に限定した運用を行っている。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国公債等を保有しており株式等は保有していない。

開発委託金回収債権は、個別案件毎に債権区分を設け、保証や担保を設定し、与信管理を行っている。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、同表には含めていない（（注２）参照）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	102,698,537,329	102,698,537,329	0
②売掛金	22,702,754		
貸倒引当金	△ 53,320		
	22,649,434	22,649,434	0
③投資有価証券	1,319,160,751	1,540,989,000	221,828,249
満期保有目的の債券	1,319,160,751	1,540,989,000	221,828,249
④開発委託金回収債権	10,344,724,493		
貸倒引当金	△ 1,268,249,937		
	9,076,474,556	9,047,611,301	△ 28,863,255
⑤未払金	(2,300,288,236)	(2,300,288,236)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②売掛金

売掛金については回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

③投資有価証券

投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

④開発委託金回収債権

開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分毎に時価を算出している。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、貸倒実績率に基づく貸倒引当金を控除することで時価を算出している。